

山口県産婦人科医会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この団体は、山口県産婦人科医会（以下「本会」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を山口県山口市吉敷下東三丁目1番1号、山口県医師会内に置く。

(構成)

第3条 本会は、山口県内に在住する母体保護法第14条による指定医師及び本会の目的に賛同する産婦人科医師をもって組織する。

本会会員は、原則として山口県医師会及び山口産科婦人科学会に入会するものとする。

(目的)

第4条 本会は、母子の生命健康を保護するとともに、女性の健康を保持・増進し、もって山口県民の保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 母体保護に関する学術の向上並びに法運営の円滑を期すること。
- (2) 母性保護に関する事業及び統計の作成。
- (3) 会員相互の親睦並びに品位向上を計ること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(ブロック等)

第6条 県内を下関、長門・美祢・萩、宇部、山陽小野田、山口、防府、周南、下松・光、柳井・熊毛・大島、岩国・和木、大学の11地区とし、次の7ブロックを構成する。

第1ブロック 下関

第2ブロック 宇部、山陽小野田

第3ブロック 山口、長門・美祢・萩

第4ブロック 防府

第5ブロック 周南、下松・光

第6ブロック 岩国・和木、柳井・熊毛・大島

第7ブロック 大学

第2章 会 員

(会員の種別)

第7条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員A 本会の目的に賛同する母体保護法指定医師。
- (2) 正会員B 本会の目的に賛同する母体保護法指定医師以外の産婦人科医師。
- (3) 準会員 母体保護法指定医師又は日本産科婦人科学会認定の専門医の資格取得のため、産婦人科研修中の医師。

(入会)

第8条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費等)

第9条 会員は、本会の定める会費、入会金及び負担金を納めなければならない。

2 満77歳以上の会員又は特別の事情のある会員に対しては、会費及び負担金を減免することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人より退会の申し出があったとき。
- (2) 死亡又は失踪宣言を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第11条 会員は、本会を退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を著しく毀損したとき、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費及びその他拠出金品は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第3章 役員等及び地区委員

(役員)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 11名以内
- (4) 監事 2名

2 副会長は、理事の互選により選出する。

3 理事は、各ブロックより1名とする。

4 会長が必要と認めた場合は、理事会に諮り、理事4名以内を別に選任することができる。

5 会長は、日本産婦人科医会が当県に設置している地域代表を兼ねることができる。

6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(選出)

第15条 会長、監事は、詮衡委員会において選挙によって選出する。

2 役員を選出方法については、別に定める。

(役員職務及び権限)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、理事の職務の執行及び本会の財産の状況を監査する。

(任期)

第17条 本会の役員任期は、選出された年の4月1日から2年とし、再任を妨げない。

(解任)

第18条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決によって解任することができる。

(顧問)

第19条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

4 顧問の任期は、役員任期と同一とする。

(地区委員)

第20条 本会は各地区ごとに地区委員をおき、地区会員の意見を総括掌握し、通達事項等の連絡にあたる。

2 地区委員の選出は各地区に委託して行い、各地区とも1名とする。

第4章 詮衡委員

(設置)

第21条 本会に詮衡委員をおく。

(選出)

第22条 詮衡委員は、各地区に委託し、正会員(A及びB)より選出することとし、その選出基準は、役員等選出に関する細則の定めるところによる。

(任期)

第23条 詮衡委員の任期は、2年とする。

第5章 会議

(種別)

第24条 本会の会議は、定時総会、臨時総会、理事会及び委員会とする。

2 役員等選出にあたっては、細則に従って詮衡委員会を開催する。

(定足数)

第25条 会議は、会員又は理事、或いは委員の過半数の出席がなければ成立しない。ただし、招集再会のときは、この限りではない。

なお、委任状の提出は出席とみなす。

(決議)

第26条 議決はすべて出席会員の過半数の賛成があることを要す。

(専決処分)

第27条 会長は、理事会が、緊急を要する事項について専決した場合、速やかに会員に報告し総会に代えることができる。

第6章 総会

(開催)

第28条 本会の総会は、定時総会として毎事業年度1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第29条 総会は理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項の他、会員の4分の1以上の請求がある場合は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(定足数)

第30条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議長及び副議長)

第31条 総会の議長及び副議長は、役員等選出に関する細則により選出し、総会の承認を受ける。

任期は2か年とし再任を妨げない。

(権限及び決議)

第32条 総会は、次の事項について決議する。決議は出席した会員の過半数をもって行う。ただし、第2号並びに第3号の監事の解任の場合及び第6号については出席した会員の3分の2以上をもって決議する。

- (1) 会員となる資格並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 事業報告
- (5) 収支予算書、収支計算書等の承認
- (6) 会則の変更
- (7) その他総会で決議するものとしてこの会則で定められた事項

第7章 理事会

(理事会)

第33条 理事会は会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、総会が決議した事項を運営遂行し、総会に提出すべき議案並びに会務運営に関する事項を審議する。

3 理事会には議長、副議長、顧問が出席して意見を述べることができる。

第8章 委員会

(委員会)

第34条 本会に会長の諮問機関として、委員会を置くことができる。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産の運用収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、会長が管理する。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び収支計算書等については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。

第10章 公益社団法人日本産婦人科医会代議員

(選出方法)

第40条 公益社団法人日本産婦人科医会（以下「日本産婦人科医会」）の医会代議員を選出するため、会員による選挙を行う。

- 2 会員は、前項の医会代議員選挙に立候補することができる。
- 3 前2項の会員とは、日本産婦人科医会の会員であることを要する。
- 4 第1項に定める選出方法については別に定める。

(職務)

第41条 日本産婦人科医会代議員に選出された会員は、日本産婦人科医会総会に出席し、議決権を行使する。

第11章 日本産婦人科医会都道府県地域代表

(都道府県地域代表)

第42条 本会は日本産婦人科医会が当県に設置している地域代表と緊密なる連絡調整を行い、本会と日本産婦人科医会がともに連携・協力することにより業務執行の適正なる運営を図るものとする。

(連携)

第43条 本会は、都道府県地域代表と連携を図り、次の職務を行う。

- (1) 本会と日本産婦人科医会との連絡調整に関する事務
- (2) 会費の徴収に関する事務
- (3) 会員の入退会に関する事務
- (4) 代議員選挙に関する事務
- (5) 地方自治体との連絡調整に関する事務
- (6) その他会長が必要と認めた事務

第12章 補 則

(会則の変更)

第44条 この会則は、総会において、会員現在数の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(細則)

第45条 本会則の施行に必要な細則は別に定める。

附 則

この会則は、昭和47年4月1日より執行する。

昭和61年5月25日改正

平成 元年6月25日改正

平成 2年3月11日改正

平成 7年6月11日改正

平成14年6月23日改正

平成23年6月 5日改正